

国海査第 121 号の 2
平成 26 年 7 月 1 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 模田 實 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 園田 敏彦



消防設備の承認試験基準の改正について

標記について、下記に掲げる消防設備のプロタイプ品に係る承認試験につき、別紙のとおり改正することといたしましたので、ご連絡致します。

なお、本承認試験基準は、平成 26 年 7 月 1 日より適用します。

記

1. 平成 24 年 5 月 22 日付け国海査第 57 号「消防設備の承認試験基準の制定について」において規定する「別紙 1 火災探知装置(位置識別機能付火災探知装置を除く。)」の承認試験基準を、別紙 1 のとおり改めます。
2. 平成 24 年 5 月 22 日付け国海査第 57 号「消防設備の承認試験基準の制定について」において規定する「別紙 2 位置識別機能付火災探知装置」の承認試験基準を、別紙 2 のとおり改めます。

